

電気設備点検業務に係る一般競争入札に関する公告

令和7年6月6日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

理事長 近藤 泰三

次のとおり電気設備点検業務に係る一般競争入札を実施します。

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 電気設備点検業務 一式
- (2) 業務内容 仕様書による
- (3) 履行期間 2025年9月11日から2025年11月30日
- (4) 履行場所 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院敷地内

2. 入札参加資格

- (1) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号以下「規程」という。）第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。(未登載の場合は、岐阜県の入札参加資格の審査を事前に受けていただく必要があります。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正の手続開始の申立て(同法附則第2条の規程によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)がなされている者(更正手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第76号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- (7) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項

第1号又は第8号に規定する事業に係る登録を受けている者であること。

- (11) 令和4年4月1日以降に、病床数500床以上の病院での電気設備工事または電気設備点検業務受託実績があること。
- (12) 業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (13) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (14) 法人格を有し、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (15) 仕様書に定める従業者の要件等を満たし、業務を確実に実施する体制を有すること。

***規程第8条**

- ① 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- ② 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 第40条に定める監督又は第41条に定める検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3. 入札手続き等

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和7年6月12日（木）午後5時まで（郵送の場合は6月11日（水）の消印有効）

- (2) 入札書の提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時まで（郵送の場合は6月16日（月）の消印有効）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年6月18日（水）午後1時30分

岐阜県立多治見病院旧棟3階会議室

- (4) 仕様書の交付日時

仕様書交付は令和7年6月6日（金）～令和7年6月17日（火）の期間とし、当院担当窓口における直接交付のみとする。

- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町 5-161

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 施設用度課 施設管理担当 棚村

電話：0572-22-5311（代表） FAX：0572-25-1246

担当者メール：tanamura-takahiro@tajimi-hospital.jp

(6) 入札方法

入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金については規程第13条に該当する場合、契約保証金については規程39条に該当する場合は免除とする。（岐阜県の入札参加資格者名簿に登載等）

(4) 入札者に要求される事項

入札参加資格確認申請書類のほか、参加者の業務能力等を確認するため、追加の資料の提出を求めることがある。また、提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は無効とする。その他入札説明書による。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると判断される入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は入札者の負担とする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。